

## 求人票

名称	富田林市教育委員会
職種	富田林市立中学校 常勤講師
教科・免許	英語(中学校教諭免許状)
任用形態	R3.9.1～R4.3.31の常勤講師の他、産休臨時講師、育児休業臨時講師、本務者が年度途中で退職するなどにより欠員状態が生じた場合、期限を付して臨時任用する場合があります。発令期間内は、毎日勤務していただきます(原則、週休日・休日を除く。)
給与等	基本給与(給料+教職調整額+地域手当+義務教育等教員特別手当) 大学新卒(4年制) 約241,000円 短大新卒(2年制) 約216,000円 ※経歴その他に応じて一定の基準により加算。  ※金額は、令和3年4月1日現在です。(金額は変更される場合があります。)
昇給	なし
諸手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、教員特殊業務手当等の諸手当をそれぞれの条件に応じ支給。 ※扶養、住居、通勤手当は、月の初日に要件を満たしている場合に限りその月の手当を支給。 ただし、期限満了日が月の初日の場合は、その月にかかる手当は支給されません。 ※扶養、住居、通勤手当は届出をしないと支給されませんので事実が生じた場合は、直ちに届出をしてください。 ※教員特殊業務手当(修学旅行等の泊を伴う行事の引率指導や土日等における部活動指導等に係る手当)は、実績があった翌月に支給されます。 ※期末手当、勤勉手当は基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員及び基準日前1月以内に退職した場合に在職期間に応じた額が支給されます。
勤務時間	適当たり38時間45分(月から金/勤務日、土・日/週休日) 8時30分から17時00分 ※基本的な勤務時間の割振りであり、学校により異なる場合があります。
休暇	年次有給休暇は1年間につき20日付与。 計算式(採用期間の日数÷365日)×20日(小数点以下は切り捨て) 特別休暇は、正規職員と同様に制度化されています。 (例)結婚休暇、服喪休暇、子の看護休暇等
社会保険等	雇用保険、健康保険、厚生年金保険等

詳しくは下記連絡先に電話いただければ説明いたします。

問い合わせ先

富田林市教育委員会 教育指導室

電話

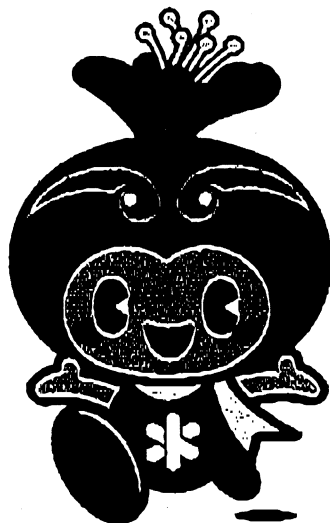
0721-25-1000(内線365)

担当者

橋本(はしもと)・山口・椋原

所在地

大阪府富田林市常盤町1番1号



とっぴー(富田林市イメージキャラクター)